

大牟田市広告入り市民部窓口用封筒に係る寄贈希望者募集要領

この要領は、大牟田市広告入り封筒の寄贈に関する要綱（平成19年9月13日施行。以下「寄贈に関する要綱」という。）に基づき、大牟田市市民部市民課及び税務課の窓口で使用する窓口用封筒に広告を掲載した封筒（以下「広告入り窓口用封筒」という。）の寄贈を希望する者（以下「寄贈希望者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱い等に関し必要な事項を定めます。

1 寄贈希望者の応募資格

次の要件を満たし、広告入り窓口用封筒の寄贈が可能な者とします。

- (1) 地方自治法施行令の欠格事項（第167条の4）に該当しない者
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者（次のいずれにも該当しない者）
 - ア 事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

2 広告入り窓口用封筒の仕様

(1) 必要枚数

① A4判用封筒 57,000枚

② A5判用封筒 2,000枚

年間59,000枚（合計：177,000枚）

※使用期間中これを超える枚数が必要となった場合は、追加寄贈をお願いします。

※各年度ごとの必要枚数については、協議の上、詳細を決定します。

※なお、広告入り窓口用封筒は、市民課及び税務課で用務が終わった市民等が自由に利用するものであり、市が利用を義務付けているものではありません。

(2) 使用期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで（3年間）

※ただし、1年ごとに掲載内容を更新し、新たな封筒を作製すること。

(3) 仕様

① 封筒の材質 再生紙又は上質紙・白無地又は明るい地色のもの

② 封筒の規格 A4判用封筒・A5判用封筒

③ 広告規格

- ・市の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの上部の70%以上とします。
- ・広告の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの下部の30%未満とします。
- ・広告枠数は、表面及び裏面のそれぞれに1～2枠とし、色数は任意とします。
- ・封筒に「この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです。」と表示してください。

(4) 納入時期

令和8年版 59,000枚 令和8年5月22日(金曜日) 必着
令和9年版 59,000枚 令和9年5月21日(金曜日) 予定
令和10年版 59,000枚 令和10年5月19日(金曜日) 予定
以後は市民課からの発注により、随時納入してください。(協議可)

※各年度ごとの必要枚数及び納入時期については、協議の上、詳細を決定します。

(5) 納入場所

大牟田市役所市民部市民課

(6) 梱包

1束100枚ごとに区分し、箱に入れてください。

3 広告主及び広告内容の基準

- (1) 広告主及び広告内容の基準については、大牟田市広告掲載要綱(平成19年4月1日施行)及び大牟田市広告掲載基準(平成19年4月1日施行)に従ってください。

なお、個人の氏名や写真、販売期間などの期日が明示された広告は、掲載できません。

- (2) 寄贈採納の決定を受けた者(以下「寄贈決定者」という。)は、広告主の募集に当たり、広告主の所在地が大牟田市内である企業又は事業者等が、全体の広告主の8割以上を占めるよう努めてください。

- (3) 寄贈決定者は、広告主の所在地が大牟田市内である場合は、広告主に承諾書(様式第2号)の提出を依頼し、これを提出してください。

ただし、広告主の所在地が大牟田市外である場合は、広告主の本店所在地の税務署が発行する「納税証明書(その3の3)」又は「納税証明書(その3の2)」(いずれも令和7年12月1日以降に発行されたもの)の提出を依頼し、これを提出してください。

- (4) 寄贈決定者は、広告主に役員等調書及び照会承諾書(様式第3号)の提出を依頼し、これを提出してください。

4 募集期間・応募方法

- (1) 募集期間 令和7年11月4日(火曜日)から同月18日(火曜日)午後5時まで

(2) 提出書類

- ・ 広告入り窓口用封筒寄贈採納申込書(様式第1号)
- ・ 登記事項証明書(法人の場合)(申請日前3ヶ月以内に発行のもの:コピー可)
- ・ 身分証明書(個人の場合)(本籍地の市町村で申請日前3ヶ月以内に発行のもの:コピー可)
- ・ 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に発行のもの:コピー可)
 - ① 国税の納税証明書(法人の場合:その3の3、個人の場合:その3の2)
 - ② 県税に未納のない証明書
 - ③ 大牟田市税の滞納のない証明書(市内の寄贈希望者のみ)
- ・ 役員等調書及び照会承諾書(様式第3号)

(3) 応募方法

提出書類を郵送又は持参により下記に提出してください。

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市市民部税務課諸税担当

(電話) 0944-41-2471

5 寄贈希望者の決定方法

- (1) 広告入り窓口用封筒寄贈採納申込書を提出した者を対象に、寄贈に関する要綱第6条の規定に基づき決定します。
- (2) 応募結果については、すべての申込み者に対し文書で通知します。
- (3) 寄贈希望者は、協定締結に際し暴力団排除措置のための誓約書（別紙1）を提出してください。なお、この誓約書の提出がない場合は、協定の締結はできません。

6 協定書の提出

寄贈決定者は、当該決定に係る通知を受けた日から5日以内に大牟田市と協定書（別紙2）を締結してください。

7 広告入り窓口用封筒の作製

- (1) 寄贈決定者は、広告掲載内容審査申込書（様式第4号）を提出し、広告主及び広告内容について承認を受けてください。
- (2) 前号の承認に当たり、広告の内容等に修正・削除等が必要と判断した場合は、寄贈決定者を通じて広告主に修正・削除等を求めることがあります。
- (3) 寄贈決定者は、広告掲載の承認を受け、印刷しようとするときは、再度確認をするため、税務課へ原稿を提出してください。

8 その他

- (1) 寄贈希望者は、この募集要領、寄贈に関する要綱のほか大牟田市広告掲載要綱及び大牟田市広告掲載基準を熟読の上、応募してください。
- (2) 提出された書類等は返却しません。

9 問い合わせ先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市市民部税務課諸税担当

（電話）0944-41-2471 （ファックス）0944-41-2552

（Eメールアドレス）e-zeimu01@city.omuta.fukuoka.jp

広告入り窓口用封筒寄贈採納申込書

大牟田市に、次のとおり寄贈します。

品名・数量

① A4判用封筒 57,000枚 ×3年分

② A5判用封筒 2,000枚 ×3年分

※各年度ごとの枚数は、年度ごとに協議し、枚数変更について承諾します。

寄贈者 住所又は所在地

事業所名等

代表者職・氏名

電話番号

担当者職・氏名

令和 年 月 日

大牟田市長 様

承 諾 書

大牟田市広告掲載基準第 5 条第 2 0 号の規定に反していないことを証明するため、
大牟田市が市税納付状況調査を行うことを承諾します。

広告掲載希望者 住所又は所在地

事業所名等

代表者職・氏名

電話番号

ファックス番号

令和 年 月 日

大牟田市長 様

役員等調書及び照会承諾書

令和 年 月 日

大牟田市長 様

(届出者) 所在地
商号又は名称
代表者名

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、大牟田市広告掲載基準第 5 条第 1 5 号に掲げる者に該当するかどうかを確認するため、大牟田警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリガナ	生年月日	性別
	氏名		
		T	男
		S . .	女
		H	
		T	男
		S . .	女
		H	
		T	男
		S . .	女
		H	
		T	男
		S . .	女
		H	
		T	男
		S . .	女
		H	
		T	男
		S . .	女
		H	

※この調書に記載されたすべての個人情報、大牟田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 4 月 1 日施行）の規定に基づいて取り扱うものとし、暴力団等の排除の措置以外の目的には使用しません。

※契約事務を委任する場合は、受任者（支店長、営業所長、その他の者）も記載してください。

※監査役の記載は不要です。

役員等調書及び照会承諾書 記入要領

1 この調書には、次に該当する者を記載してください。

(1) 法人

株式会社 有限会社	合名会社 合同会社	合資会社	社団法人 財団法人	左記に揚げる法人 以外の法人
●取締役（代表取締役を含む） ●執行役（代表執行役を含む）	社員	無限責任社員	理事（代表理事を含む）	左記に揚げる役職に相当する地位にある者
上記に揚げる者のほか、次に該当する者 ●支配人を置く場合は、支配人 ●支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者 ※ <u>監査役の記事は不要です。</u>				

(2) 法人格を有しない団体

代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

(3) 個人

届出者本人

2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記入してください。

3 役員等欄が不足する場合は、届出者の記名を省略せず、複数枚提出してください。

広告掲載内容審査申込書

令和 年 月 日

広告入り窓口用封筒に掲載する広告の内容審査について、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、大牟田市広告掲載要綱、大牟田市広告掲載基準、大牟田市広告入り封筒の寄贈に関する要綱及び大牟田市広告入り市民部窓口用封筒に係る寄贈希望者募集要領を遵守します。

なお、詳細な広告掲載内容については別紙のとおりです。

寄贈決定者	<u>住所又は所在地</u>
	<u>事業所名等</u>
	<u>代表者職・氏名</u>
	<u>担当者職・氏名</u>
	<u>電話番号</u>
	<u>ファックス番号</u>

大牟田市長 様